

所属所長様

公立学校共済組合石川支部

3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例について

標記のことについて、3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった日の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、組合員の申請により、下記の特例措置が受けられますので、組合員へ周知願います。

記

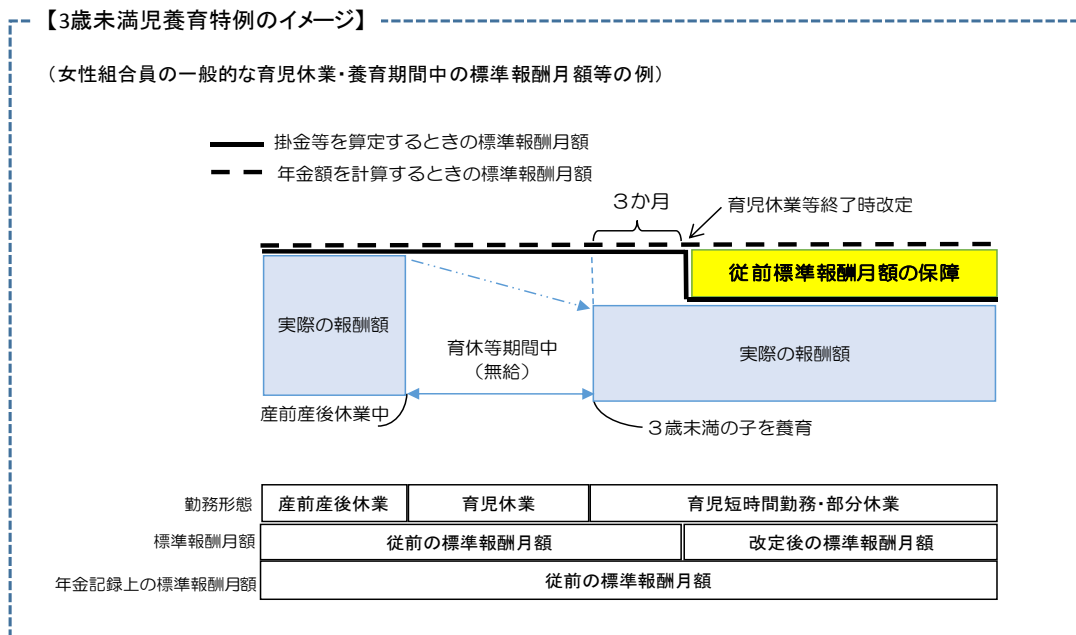
1 養育特例の内容

3歳未満の子を養育している組合員が、育児短時間勤務や部分休業、養育のため時間外勤務ができなくなった等により給与が低下した場合、定時決定、随時改定、育児休業等終了時改定（産前産後休業終了時改定）により、標準報酬月額が低くなる場合がありますが、この場合、その分の将来の年金額も低くなります。

しかし、下記により申出書を提出することにより、従前の標準報酬月額（改定前の月額）を標準報酬月額とみなして年金額を算定する特例措置が受けられます。

なお、この特例を適用するための追加の掛金（保険料）の負担はありません。

また、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。



※「養育する」とは戸籍上、申出者の子であり、かつ、同居しているということをいいます。

2 養育特例の適用を受けるとき

養育特例を受けるためには、申出書及び添付書類を共済組合へ提出することが必要です。

(1) 提出書類：「3歳未満の子を養育する旨の申出書」 (石川支部ホームページ掲載)
(添付書類)

① 戸籍謄(抄)本、または戸籍記載事項証明書

(申出者と子の続柄を確認のため。ただし、共済組合で子を被扶養者とした場合、育児休業掛金免除・育児休業手当金を申請した場合などで、親子関係が確認できている場合は省略できます。)

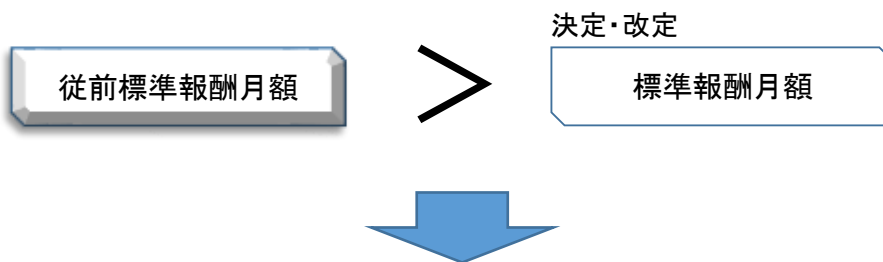
② 組合員と子の住民票

(養育開始日および同居を確認のため。)

(2) 提出時期

子が3歳に到達する日の翌日(3歳の誕生日)の属する月の前月までの間に新たに決定・改定された標準報酬月額が、子の誕生した月の前月の標準報酬(従前標準報酬月額)と比較して下回るが見込まれる場合、基本的には次の表のタイミングで提出すること。

なお、「産前産後休業終了時改定」または「育児休業等終了時改定」の申出を行う者については、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」をセットで提出すること。



区分	提出時期
ア 女性の組合員で実子の場合	育休終了(育休を取得しない場合は産休終了)し職場復帰した時点
イ 女性の組合員で養子の場合	養育開始時点、育休取得の場合は育休終了し職場復帰した時点
ウ 男性の組合員の場合	養育開始時点、育休取得の場合は育休終了し職場復帰した時点
エ 3歳未満の子を養育し、その子を出生した月の前月または出生した月以前1年以内に組合員であった者が資格取得した場合	資格取得した時点
オ 別居(単身赴任を含む)していた子と同居することとなった場合	同居を開始したとき

※ 申出時点から2年間の遡及が可能です。

(従前報酬月額より標準報酬月額が下回る見込みが無かった組合員が、その後に、標準報酬月額が下がった場合にその時点で申出を行うことができます。)

※ 掛金が免除されている産休・育休中は養育特例の対象期間になりません。

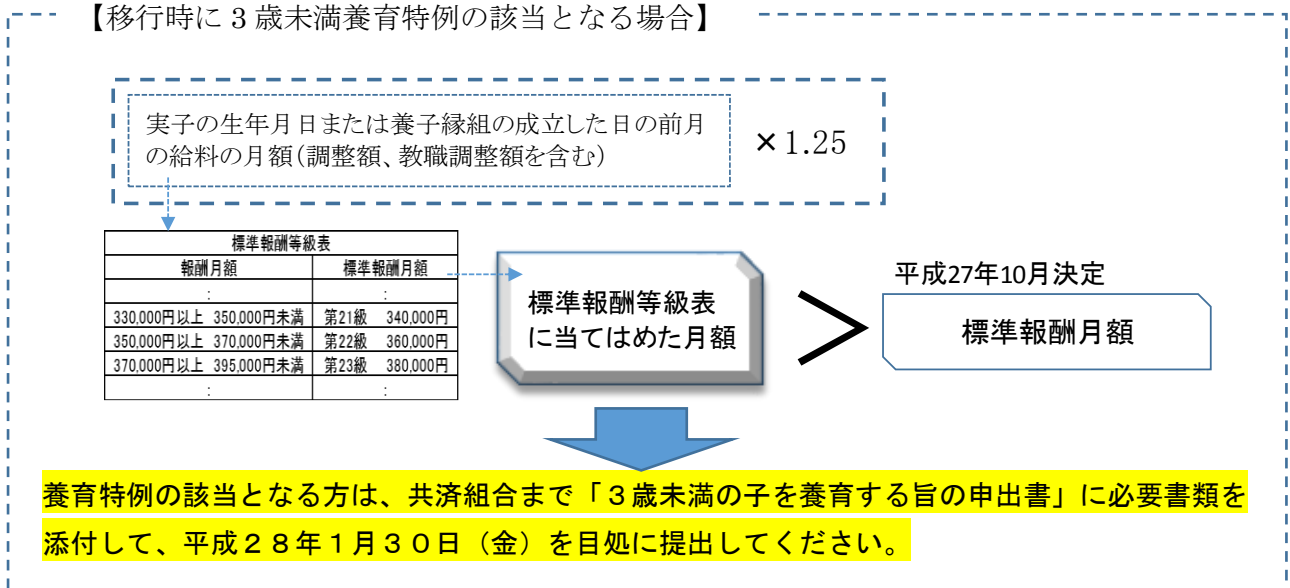
3 移行期の取扱い

平成27年10月時点で3歳未満の子（生年月日が平成24年11月1日～平成27年10月31日）を養育している場合（10月において産前産後休業、育児休業により掛金免除されている場合は除く）は、10月に決定された標準報酬月額よりも「その子の誕生した月の前月（養子であれば養子縁組の成立した日の前月）の給料の月額（調整額、教職調整額を含む）×1.25」の額（※）を標準報酬等級表に当てはめた額が高い場合は、その高い額を年金の算定基礎額として10月から保障します。

給料額等についてご確認ください。

（※）給与改定や遡及訂正による変更があった場合には、変動後の額を算定に用います。

【移行時に3歳未満養育特例の該当となる場合】



4 養育特例の適用が終了となる時

養育特例を受けている組合員が次のいずれかに該当した場合は、特例の適用が終了しますので、表ウ、エ、オの事由に該当する場合は「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」（石川支部ホームページ掲載）の提出が必要となります。

終了事由	提出書類
ア 子が3歳に達したとき	届出不要
イ 組合員が退職、死亡したとき	届出不要
ウ 他の子を養育することとなったとき (出生・養子縁組)	「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」(添付書類不要)
エ 当該子を養育しなくなったとき (子の死亡、養子縁組解消、別居(単身赴任含む))	「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」(添付書類不要)
オ 産休・育休(掛金免除)を開始したとき (他の子の育休・産休取得、当該子の育休(再)取得)	「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」(添付書類不要)